

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

STOP！長時間の荷待ち

- 恒常的な長時間の荷待ちは、自動車運転者の長時間労働の要因となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも長時間の荷待ちの改善に向けてご理解とご協力をお願いします。
- 実際に運送業務を行うトラック運送事業者とも相談しぜひ前向きに検討をお願いします。

「荷主」って誰のこと？

荷主というのは、荷物の出し手である発荷主だけでなく、荷物の受け取り手である着荷主も該当します。また、会社の規模など関係ありません。皆さんの行動も、トラックドライバーの方の長時間労働の削減のためにとっても大切です。

荷主・元請運送事業者の皆様へのお願い

1. 恒常的な長時間の荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。

取り組み例

- ・ 納品時間の指定を柔軟にする
- ・ 納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・ 積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・ パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・ 注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会 (2019/08))

2. 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。また、改善基準告示に違反するなど、安全な運転を阻害する発注を行うことはやめましょう。※改善基準告示の内容については最寄りの労働基準監督署や富山労働局労働基準部監督課へご相談ください。

3. 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。トラック運転者に荷役作業をお願いする場合でも、労働災害防止対策については、関係者で事前によく相談して決めましょう。

【問合せ先】 富山労働局監督課 電話 076-432-2730